

周南市都市公園条例の一部を改正する条例制定について

周南市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市都市公園条例の一部を改正する条例

周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）の一部を次のように改正する。

別表第3の(1) 公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料の表を次のように改める。

占有物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第1種電柱	1本	1年	420
第2種電柱	1本	1年	650
第3種電柱	1本	1年	880
第1種電話柱	1本	1年	380
第2種電話柱	1本	1年	610
第3種電話柱	1本	1年	830
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱	1本	1年	760
その他のもの	1平方メートル	1年	760
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	4
地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	2
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	760

鉄塔その他これに類するもの		1平方メートル	1年	760
法第7条第2号に掲げるもの		1平方メートル	1年	230
法第7条第4号 に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	760
	郵便差出箱	1個	1年	320
法第7条第6号に掲げるもの		1平方メートル	1日	44
政令第12条第2項第7号又は第8号 に掲げるもの		1平方メートル	1月	440
政令第12条第2項第9号に掲げるもの		1平方メートル	1月	140
無線基地局		1基	1年	760

別表第3の(1) 公園を占用する場合又は公園施設を設置する場合の使用料の表備考4を削り、同表備考5中「1平方メートル未満若しくは1メートル未満」を「0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満」に、「1平方メートル若しくは1メートルとして」を「その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて」に改め、同備考を同表備考4とし、同表中備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考8を備考7とし、同表備考9中「占用料」を「使用料」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考10中「占用料」を「使用料」に改め、同備考を同表備考9とする。

別表第3の(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料の表備考6及び備考7中「占用料」を「使用料」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行し、改正後の周南市都市公園条例の規定は、同日以後の公園の占用又は公園施設の設置に係る使用料について適用し、同日前の公園の占用又は公園施設の設置に係る使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市都市公園条例新旧対照表

現行				改正案			
別表第3（第13条関係） （1）公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料				別表第3（第13条関係） （1）公園を占有する場合又は公園施設を設置する場合の使用料			
占有物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）	占有物件又は設置しようとする公園施設の名称若しくは種類	単位	期間	金額（円）
第1種電柱	1本	1年	<u>360</u>	第1種電柱	1本	1年	<u>420</u>
第2種電柱	1本	1年	<u>550</u>	第2種電柱	1本	1年	<u>650</u>
第3種電柱	1本	1年	<u>740</u>	第3種電柱	1本	1年	<u>880</u>
第1種電話柱	1本	1年	<u>320</u>	第1種電話柱	1本	1年	<u>380</u>
第2種電話柱	1本	1年	<u>510</u>	第2種電話柱	1本	1年	<u>610</u>
第3種電話柱	1本	1年	<u>700</u>	第3種電話柱	1本	1年	<u>830</u>
電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱	1本	1年	<u>640</u>	電柱・電話柱に附帯して設けられる支線、支柱又は支線柱	1本	1年	<u>760</u>
その他のもの	1平方メートル	1年	<u>640</u>	その他のもの	1平方メートル	1年	<u>760</u>

現行				改正案					
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>3</u>	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル	1年	<u>4</u>		
地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	2	地下電線その他地下に設ける線類	1メートル	1年	2		
変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	<u>640</u>	変圧塔その他これに類するもの	1個	1年	<u>760</u>		
鉄塔その他これに類するもの	1平方メートル	1年	<u>640</u>	鉄塔その他これに類するもの	1平方メートル	1年	<u>760</u>		
法第7条第2号に掲げるもの	1平方メートル	1年	<u>190</u>	法第7条第2号に掲げるもの	1平方メートル	1年	<u>230</u>		
法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	<u>640</u>	法第7条第4号に掲げるもの	公衆電話所	1個	1年	<u>760</u>
	郵便差出箱	1個	1年	<u>270</u>		郵便差出箱	1個	1年	<u>320</u>
法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル	1日	44	法第7条第6号に掲げるもの	1平方メートル	1日	44		
令第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	440	<u>政令</u> 第12条第2項第7号又は第8号に掲げるもの	1平方メートル	1月	440		

現行				改正案			
令第12条第2項第9号に掲げるもの	1平方メートル	1月	140	政令第12条第2項第9号に掲げるもの	1平方メートル	1月	140
パーソナル・ハンディホン・システム無線基地局	1基	1年	495	無線基地局	1基	1年	760
<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 「令」とは、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）をいう。</p> <p>5 使用料の単位が面積及び長さで定められている物件及び施設について、占有物件又は設置若しくは管理しようとする公園施設の面積若しくは長さが<u>1平方メートル未満若しくは1メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数</u>があるときは、<u>1平方メートル若しくは1メートル</u>として計算するものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 占有の期間が1月未満であるときの<u>占有料</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>10 <u>占有料</u>の額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">(略)</div>				<p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 使用料の単位が面積及び長さで定められている物件及び施設について、占有物件又は設置若しくは管理しようとする公園施設の面積若しくは長さが<u>0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満</u>であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに<u>0.01平方メートル未満若しくは0.01メートル未満の端数</u>があるときは、<u>その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨て</u>て計算するものとする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>8 占有の期間が1月未満であるときの<u>使用料</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>9 <u>使用料</u>の額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>(2) 第5条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: 20px;">(略)</div>			

現行	改正案
<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 占用の期間が1月未満であるときの<u>占用料</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>7 <u>占用料</u>の額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>備考</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 占用の期間が1月未満であるときの<u>使用料</u>に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p> <p>7 <u>使用料</u>の額が100円に満たないときは、100円とする。</p> <p>(3) (略)</p>